

## 本契約の申し込みの撤回または解除（クーリング・オフ）について、 以下の内容を十分にお読みください。

お客さまが、特定商法取引法上の訪問販売または電話勧誘販売により、床暖房賃貸制度（以下「本契約」といいます。）へ申し込みまたは契約締結した場合で、お客さまに本契約の申し込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行う権利がある場合は本書面を受領した日から起算して8日を経過するまでに書面または電氣的記録による通知を発した時、以下のクーリング・オフの効力が発生します。

### 1 お客さまがクーリング・オフを行った場合、お客さまは

- a 損害賠償や違約金の支払いを請求されることはありません。
- b 既に本契約にもとづき提供された商品およびサービスの対価について支払いを請求されることはありません。
- c 本契約にかかわる商品またはサービスの引き渡しに既にされている場合には、その引取りに要する費用を負担することはありません。
- d 既に本契約に関連した金銭を支払われている場合には、速やかに全額が返還されます。
- e 本契約にかかわる商品またはサービスの提供に伴い、お客さまの土地や建物その他の工作物の現状が変更された場合は、当社はその原状回復に必要な措置を無償で講じます。

### 2 お客さまが当社または販売代理店がクーリング・オフに関して不実のことを告げたことにより誤認し、または威迫したことにより困惑したために、クーリング・オフを行わなかった場合には、お客さまは、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面または電氣的記録による通知によりクーリング・オフを行うことができます。

## クーリング・オフを行う場合は、その旨を当社まで書面（ハガキ等）またはメールにてお知らせください。

#### 1. 書面の場合

簡易書留での送付をおすすめします。

**郵送先** ※右記郵便はがき記載イメージ参照

東京ガス株式会社 リビング営業二部  
床暖房賃貸制度お申し込み受付  
〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20

#### 2. メールの場合

以下のメールアドレスに送信してください。

**送信先**

yukachin-shitsumon@  
tokyo-gas.co.jp



※郵便はがき記載イメージ

切手	郵便はがき 1058527	東京都港区海岸 1-5-20
お申し込み受付用	東京ガス株式会社 リビング営業二部	
床暖房賃貸制度		

ア お客さまの氏名、住所、電話番号  
イ お申し込み日  
ウ 営業箇所名、住所、電話番号  
エ 本契約の名称及び契約種別  
オ 「イ」の日付の申し込みを撤回します。  
または本契約を解除します。」

書面・メール  
記載内容

- ア お客さまの氏名、住所、電話番号
- イ お申し込み日
- ウ 営業箇所名、住所、電話番号

- エ 本契約の名称及び契約種別
  - 契約の名称「床暖房賃貸制度」
  - 契約種別 ※お客さまの契約種別 1・2 を記入ください。
- オ 「イ」の日付の申し込みを撤回します。または本契約を解除します。」